文教生活常任委員会資料
市民交流部市民生活室窓口サービス課

議案第８７号
宝塚市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

資料１　宝塚市印鑑条例の一部を改正する条例の改正概要について

１　改正する条例　宝塚市印鑑条例の一部を改正する条例

２　改正の概要
　住民票等への旧氏の記載が可能となるよう住民基本台帳法施行令等が改正された（令和元年１１月５日施行）ことに伴い、国が定める印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたため、本市においても旧氏で表した印鑑などの登録を可能とするため、条例の一部を改正しようとするもの

３　主な改正内容
（１）登録できる印鑑に、住民票に記載されている旧氏若しくはその一部を組み合わせたもので表した印鑑を加え、印鑑票の登録事項にも旧氏を追加する。
（２）登録できる印鑑としてすでに運用を行っている外国人の通称名や併記名で表された印鑑についても、条例に規定する。
（３）印鑑票の登録事項から、男女の別を削除する。

４　施行期日　令和２年４月１日

５　今後の予定
（１）令和元年１０月　印鑑登録の旧氏対応に係るシステム改修開始
（２）令和２年３月　印鑑登録の旧氏対応に係るシステム改修完了
（３）令和２年４月　旧氏で表した印鑑の登録に係る請求受付、登録開始
　※住民票等への旧氏の記載等に係る請求受付、記載等は、令和元年１１月５日開始